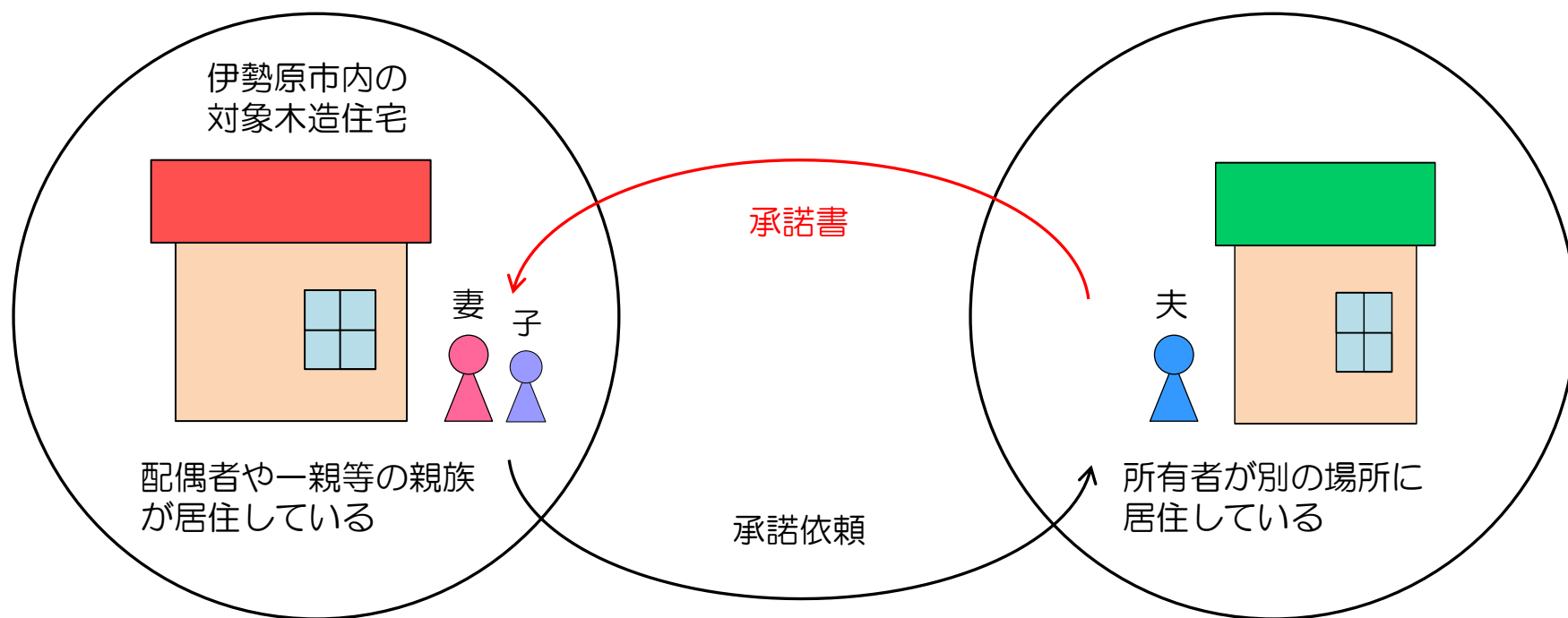


「所有者の承諾」の考え方は、次のとおりです。



例：所有者（夫）が単身赴任等で居住していない場合

所有者（夫）が居住していない場合、配偶者（妻）又は一親等の親族（子）は、伊勢原市内の対象木造住宅に居住している場合に限り、所有者（夫）の承諾を得ることで、所有者として申請することができます。

※承諾には、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等承諾書（第1号様式）を提出する必要があります。